

# 名古屋市の文書回答 (2008年)

20市経広第85号

平成20年11月18日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋 様

名古屋市長 松原 武久

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての要請書に対する回答について

日頃は、名古屋市政につきまして格別のご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、平成20年9月30日付けで貴団体から提出されました要請書につきまして、別紙のように回答します。

なお、下記のとおり話し合いを予定していますので、よろしくお願ひいたします。

### 記

#### 1. 話し合いの日時

平成20年12月12日（金） 午前10時00分～12時00分

#### 2. 話し合いの場所

名古屋市役所 東庁舎5階 大会議室

なお、話し合いを行う項目について11月25日（火）までにご連絡ください。

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

従来から、地方自治法の趣旨に則り、行財政運営を進めているところでございます。医療・介護・福祉など社会保障・福祉の施策につきましても、法の趣旨を踏まえ、持続的・安定的な制度の確立に努めているところでございます。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

65歳以上の方の保険料は、3年間に見込まれる保険給付費等のうちの一定割合をご負担いただくものでございますので、保険給付費の見込みが増減することに伴い、ご負担いただく保険料も変動する仕組みとなっております。

2009年度を初年度とする第4期介護保険事業計画における保険料につきましては、介護報酬の引き上げに関する議論をはじめとする、国の介護給付費分科会での検討状況を把握したうえで、私どもの保険給付費の実績を十分に分析しながら、現在算定作業を進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施してください。とくに住民税非課税、  
介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

介護保険制度は、介護を国民皆で支えあう制度であり、3年間の介護サービスに必要な費用の見込みのうちの一定割合を、65歳以上の方の保険料で所得状況に応じてご負担いただいております。

65歳以上の方の保険料で負担する額が一定であることから、減免制度を拡充することは保険料基準額を引き上げることになり、慎重に対応すべきものと認識しておりますのでご理解願います。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施してください。

介護保険法においては、利用料の減免できる要件が災害など省令で限定されており、本市独自の減免は困難なところでございます。

なお、利用料に関し、所得の低い方への対策として高額介護サービス費等、一定の配慮がされているところでございますので、ご理解賜りますようお願いします。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

訪問介護サービスについては、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を含め、個々の利用者の状況に基づき、個別具体的な判断によることとしており、一律に制限する取扱いとはしておりません。

また、要支援・要介護1などの軽度の方に対する福祉用具貸与につきましては、原則として、車いすや特殊寝台等本人の状態からその必要性が想定しにくい種目が保険給付の対象から除かれましたが、平成19年4月からは、医師の所見など一定の条件に該当する場合にも福祉用具貸与の対象者とする基準緩和が図られたところでございます。

本市としましては、制度の趣旨を踏まえた適正な運用に努めて参りたいと考えておりますのでご理解下さい。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

④地域包括支援センターは地域における高齢者の生活を支えるセンターとして市が責任をもって設置数や体制を確保し、運営できるようにして下さい。

高齢者の方が、身近で気軽に相談ができる地域の総合相談窓口として利用されるよう、引き続き体制整備に努め、地域包括支援センターの充実を図って参りますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひします。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

⑤特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

介護サービスの基盤整備については、平成18年3月に策定・公表いたしました「はつらつ長寿プランなごや2006」に沿って進めてきたところでございます。

現在、平成21年度を初年度とする新たな計画の策定しているところですが、介護基盤の拡充を目標に掲げ、引き続き基盤整備に努めていきたいと考えております。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

⑥介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

介護労働者の人材確保を安定的に図るためには、賃金・労働条件を始めとする待遇の改善が必要となります。賃金等の水準につきましては、介護報酬の水準が大きく影響するものでございますので、「実態に見合った適正な介護報酬の水準とする」よう国に対して要望をしているところです。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスについて利用者の負担を増やすことなく小規模業者も参加できるよう名古屋市独自の支援策をもうけてください。あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）も含め実施してください。

配食サービス事業につきましては、利用者だけではなく、配食事業者においても参加しやすい制度とすることは重要であると考えております。

しかし、小規模事業者への支援を目的とした、配食サービスにかかる経費の助成等の支援につきましては、安否確認にかかる経費には事業者間の差異がないことから困難と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、ふれあい給食につきましては、名古屋市社会福祉協議会が、ひとり暮らし高齢者、昼間ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者を対象とした「ふれあい給食サービス事業」を行っており、健康状態や安否の確認を行うとともに、地域住民同士の交流を通じて閉じこもりの予防を図っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

（平成19年度実績 232学区で実施）

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(2) 高齢者福祉施策の充実について

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者、障害のある方や子育て中の親子などの方々と、近所の人たちや地域団体、ボランティア、NPO などの方々が一緒になって、近所の身近な場所に集まって、気軽に楽しい時間を過ごし、ふれあいを深める地域のみなさんの交流の場の開設費用を助成する「ふれあい・いきいきサロン推進事業」を市社会福祉協議会で行っておりますので、ご利用ください。

また、平成18年度からは、地域ボランティアとの協働により、健康増進活動やレクリエーションを通じて自立生活を支援するとともに、介護予防に資する活動グループの育成・支援を行う「はつらつ長寿推進事業」をコミュニティセンターなど高齢者の方の身近な地域で実施しておりますので、ご利用いただきたいと存じます。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(2) 高齢者福祉施策の充実について

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

イ. 外出支援のための区内巡回バスを充実してください。

地域巡回バスは、地域の日常生活に密着した公共施設、集客施設、鉄道駅などを巡回する生活路線として、各区に1系統ずつ（支所を有する区等は2系統（全22系統））の運行を基本として、平成16年10月から運行開始したものです。

この地域巡回バスに関しては、これまで市民の皆様から、路線延長や運行回数の増加、運行時間帯の拡大などのご要望をいただいておりますが、これらのご要望にお応えするには、運行経費が大きく増加する一方で、これに見合うお客様のご利用を見込める必要があり、経営上難しいものがございます。

また、地域巡回バスは、赤字額の全額について本市の一般会計から補助を受けており、この補助については交通局の努力により順次減らしていくことが求められていることから、補助金額の大幅な増額を伴う路線の見直しはなかなか困難な状況にございますので、ご理解くださいますようお願いいたしますとともに皆様の一層のご利用をお願いいたします。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(3) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

国の説明では、「要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断するのではなく、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に障害者控除の適否を判断することは、困難である」とされております。従いまして、すべての要介護認定者を障害者控除の対象者とすることは困難と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(3) 障害者控除の認定について

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

本市では、区役所の窓口において、聞き取りにより状況を確認するとともに、要介護認定の際に用いた認定調査票と照らし合わせながら、要件に該当する方に「障害者控除対象者認定書」を交付しております。要介護認定者の中には障害者控除の要件に非該当となる方も相当数ありますことから、すべての要介護認定者に一律に「障害者控除対象者認定申請書」を送付することは困難と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

2. 敬老バスについて

- ①敬老バスを元の無料制度にもどしてください。

敬老バス事業につきましては、本市社会福祉審議会の意見具申や、市民アンケートなどを踏まえ、この事業を持続的・安定的に維持していくために、負担の公平化の観点から費用の一部を負担していただくことをお願いしているものですので、ご理解賜りたいと存じます。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

3. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金支給制度については、ひとり暮らし非課税者と介護保険1号被保険者の第1～第3段階を対象に加えてください。

本市の福祉給付金制度につきましては、今後の高齢者人口の増加や国の制度改正に伴う本市の負担増に対応するため、他都市の実施状況なども踏まえて平成15年8月に対象者の見直しを行っております。

福祉給付金制度では、障害のある方やねたきり、認知症の方など医療を受ける必要が高い方を優先して対象としていきたいと考えておりますのでご理解ください。

なお、愛知県におきましても、本年4月からひとり暮らしの高齢者を福祉給付金制度の対象から除外しており、また本市は、ねたきり、認知症の方の所得制限を県制度より緩やかな基準で実施しているなど、県制度や他の指定都市と比較してもなお高い水準にあるものと考えております。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

3. 高齢者医療の充実について

②後期高齢者の対象者に対し、あらたな福祉施策を実施してください。

後期高齢者医療の保険料の負担を軽減するための新たな福祉施策の実施についての要請であると思いますが、後期高齢者医療制度は、都道府県ごとの地域を単位として運営されますことから、保険料率をはじめ保険料の減免などは県内一律の基準で実施することとされており、減免に関することは、広域連合の権限に属することあります。

また、この制度は、現役だけでなく、高齢者の方にも、可能な範囲で公平に保険料を負担していただき、今後の医療を社会全体で支えていくという趣旨で創設されたものであり、特定の市町村のみが、実質的に保険料負担を補填するための新たな福祉制度を創設することは、広域連合内での市町村間で新たな不公平を生じさせることになります。

なお、国の新たな保険料軽減策の決定を受け、均等割額が7割軽減されていた世帯につきましては均等割額の8.5割、また基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方につきましては、所得割額の5割の軽減措置が実施されております。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

3. 高齢者医療の充実について

- ③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

資格証明書は、「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めていない悪質な者」に対して交付するものであり、特別な事情があつて保険料を納めることができない方に発行することは考えておりません。

保険料の納付についてご相談をいただいた際には、被保険者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を行うこととしておりますのでご理解ください。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

3. 高齢者医療の充実について

- ④後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

65歳以上で障害のある方につきましては、従来から老人保健制度の対象とされておりましたが、この考え方は後期高齢者医療制度にも引き継がれたところでございます。

本市では、老人保健制度と同様に後期高齢者医療制度におきましても窓口における一部負担金が無料となるよう福祉給付金制度による助成を実施しているところであります。

この制度の対象となる方につきましては、身体障害者では3級までの方、知的障害者はIQ50以下の方、精神障害者につきましても本年8月から2級までの方に拡大したほか、ねたきりの方や認知症の方につきましても助成の対象としており、また助成内容につきましても全診療科について助成しているところであります。

この制度は、国の医療保険制度を活用したうえで、地方単独事業として実施するものであり、本市では重度の障害者だけでなく中度の障害者の対象としており、助成の対象の範囲や内容は全国トップクラスであると考えております。

この考え方は愛知県と同様のものと承知しておりますが、同様の趣旨の請願が継続審議されておりますので、その動向を見守っていきたいと考えております。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

3. 高齢者医療の充実について

- ⑤休養温泉ホーム松ヶ島、御岳市民休暇村の利用補助、温水プールの利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

休養温泉ホーム松ヶ島、御岳市民休暇村の利用補助を行う保養施設利用助成事業、および温水プールの利用割引を行う国民健康保険ヘルスアップ事業は、ともに本市国民健康保険の事業であり、本市国民健康保険の被保険者を対象にして実施しているところでございます。後期高齢者医療制度の対象者の方につきましては、本市国民健康保険事業の利用はできませんので、ご理解賜りたい。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

4. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。制度対象者の医療証は、申請制を改めてください。

子どもの医療費助成につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、これまで順次対象年齢の拡大に努めてまいりました。

平成20年8月からは、通院医療費の助成対象年齢については、小学校就学前までであったものを小学校6年生までに、入院医療費の助成対象年齢については、小学校6年生までであったものを中学校3年生までに拡大しました。

子どもの医療費助成につきましては、子どもの健康を守る観点からも重要な課題であると考えていますが、通院医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大することは、多額の財政負担を伴うものであり、本市の財政状況を見極めながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、子ども医療証の交付手続きにつきましては、健康保険の加入状況の確認が必要であることに加え、子ども医療費助成の対象とならない生活保護世帯、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者、および障害者医療費助成制度対象者の確認を行う必要があることから申請による交付としています。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

4. 子育て支援について

- ②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

本市では、妊婦健康診査の公費負担回数を平成20年7月から出産予定の時期に応じて、それまでの2回から5回へと段階的な拡大を実施したところです。

公費負担の拡充については、多額の経費を要することもあり、今後の本市の次世代育成支援施策を総合的に進めていく中で、慎重に検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

5. 国保の改善について

①保険料について

- ア. 一般会計からの繰り入れを元にもどし、保険料を引き下げてください。また、減免制度は改悪せず拡充してください。
- イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
- ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

国民健康保険財政は大変厳しく、毎年多額の一般会計繰入金を投入している状況であるが、一般会計繰入金の財源は市税であることから、市税による負担と保険料による負担のあり方について検討し、制度を将来にわたって安定的に運営していくために、今年度保険料改定をお願いしたところでございますので、ご理解賜りたい。

保険料の減免制度につきましては、財政状況が非常に厳しい中、近年の社会情勢等を考慮して、16年度に一定の見直しをしたところでございますのでご了承ください。なお、ご要望の内容につきましては、大変困難であると考えております。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

5. 国保の改善について

②保険料滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育終了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

イ. 保険料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

資格証明書の交付につきましては、国民健康保険料長期滞納者に対する措置取扱要綱の定めにより、長期滞納者の認定を行い、それでもなお円満な継続的納付が得られない場合の措置として、運用しているところでございます。

なお、事務を進めるうえで、保険料を滞納しがちな被保険者につきましては、より多くの接触機会を持ち、生活実態の把握に努めたうえで納付相談を行っております。災害、病気、事業の休廃止といった「特別の事情」のある被保険者につきましては、話し合いの中で理解が得られれば、資格証明書の交付を行わないなどの柔軟な対応をしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

5. 国保の改善について

- ③ 65歳～74歳の保険料の年金天引きは、行わないでください。

特別徴収については、本市においてはまだ実施しておりませんが、他の自治体においては、平成20年4月から開始しているところもございますので、ご理解賜りたい。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

5. 国保の改善について

- ④一部負担金の減免制度については、十分に周知してください。

「一部負担金減免」制度につきましては、医療費通知に記載して案内しておりますほか、「広報なごや」への掲載、「国民健康保険のてびき」等で制度のPRを図っているところでございます。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

6. 障がい者施策の充実について

- ①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

本市におきましては、平成19年4月から実施されている国の「利用者負担の更なる軽減」に加えて、独自軽減策として「資産要件の撤廃」「収入要件の緩和」などを行っておりますのでよろしくお願ひします。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

6. 障がい者施策の充実について

- ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

法定サービスである補装具の利用者負担については、全国一律の制度の中で十分な軽減が図られるべきものと考えております。

なお、発達の途上にある障害児の場合など、必要とする障害児・者が安心して利用できるよう、国に対して要望しております。

また、本市におきましては、地域生活支援事業のサービスごとに利用負担額を設定させていただいておりますが、それぞれの負担水準を低く抑えることにより、各サービスの負担額が合算されても過重な負担とならないように配慮しているところでございますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

6. 障がい者施策の充実について

- ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障がい者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにして下さい。

第2期障害福祉計画については、計画策定のために設置した障害者施策推進協議会専門部会に障害当事者、障害者団体から委員として参画していただいているところでございます。また、計画（案）策定後には、パブリックコメントや障害者団体との会議を通じて意見聴取を行う予定です。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

7. 検診事業について

- ①がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。

各がん検診及び歯周疾患検診の自己負担金については、今後も財政状況や他都市の状況を踏まえた上で設定していくたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いします。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

7. 検診事業について

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

本市では、国の健康増進事業実施要領に基づき40歳、50歳、60歳、70歳の市民を対象に歯周疾患検診を実施しております。自己負担金は、40歳、50歳、70歳は無料、60歳は、国の基準に基づき有料としております。自己負担金については、今後も財政状況や他都市の状況を踏まえた上で設定していきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いします。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

7. 検診事業について

- ③前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を受けて、本市の実施要領に基づき実施しております。前立腺がん検診につきましては、現時点では検診の有効性に対する科学的根拠が明確でないことから同指針の中に含まれていないため実施しておりません。検診の実施につきましては、今後も国の動向や財政状況等をふまえながら検討していくたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

7. 検診事業について

- ④特定検診の対象外になっている40歳未満の市民に対し、住民検診を実施してください。

40歳未満の市民の方の健康診査や健康相談等の保健事業については、医療保険各法（健康保険法、国民健康保険法等）に基づき、各医療保険者が実施するよう努めることとされています。

本市では、各保健所において、生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及と市民自らの健康の保持増進の支援を図るため、地域において健康づくり教室や相談事業を実施しておりますのでご活用ください。

【2】以下の事項を実現し、名古屋市の福祉施策を充実してください。

8. 地方税の徴収について

- ①地方税の年金天引きを行わないでください。

公的年金からの住民税（市県民税）の特別徴収制度につきましては、今後ますます高齢社会の進展が見込まれる中、納税者の皆様に市区町村の窓口や金融機関へご足労いただくことなく納税していただけるなど、利便性の向上を目的として導入されるものでございます。また、年金所得に対して課税される住民税につきましては、これまで年4回の納期となっており、年金支給月とは必ずしも一致していない状況にございましたが、特別徴収制度の導入によりまして、年6回の年金支給月に納税をしていただくこととなりますので、負担感の軽減にも繋がるものと考えているところでございます。

なお、公的年金からの特別徴収制度の導入は、年金を受給されている方に対して課税される住民税を、どのように納めていただくかという納税の手法の見直しでありますので、税負担が増えたり、あるいはこれまで非課税であった方が新たに課税対象となるというものではございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

年金制度のあり方につきましては、費用を負担する立場、年金を受給する立場などからいろいろな意見、考え方があるところと存じますが、本市といたしましては、無年金者を生じさせないなど、市民の年金権を守るという観点から、各指定都市と共同で国に対して制度の改善を要望しているところでございます。

なお、「宙に浮いた年金」問題については、国が中心となって対応すべき事柄であります  
が、本市において協力できることについては社会保険事務所と連携をとって対応している  
ところでございます。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。

後期高齢者医療制度は、今後わが国が超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者の医療費を中心に国民医療費の増大が見込まれる中、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にし、公平でわかり易い制度とすることにより「国民皆保険制度」を堅持し、将来にわたって安心して医療が受けられるようにするために必要な制度であると承知しております。

この制度は既に4月より実施されており、制度の廃止につきましては、新たな混乱を招くことになるのではないかと考えております。

なお、政府におきましては、高齢者医療制度に関する検討会を立ち上げ、1年を目途に必要な見直しを検討していると承知しておりますので、国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。

介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

介護保険法では、介護給付等に必要な費用を、公費で50%、保険料で50%まかなうことを基本としており、公費については、原則として国が25%、県と市がそれぞれ12.5%の負担となっております。

しかし、国はその負担分である25%のうち、5%を留保し、高齢者の年齢構成や、所得分布の状況により、市町村間の保険料に生じる格差を是正するため、調整交付金として市町村に交付しております。本市の場合、20年度の調整交付金の予定は2.92%であるため、合わせて「22.92%」が国の負担となる予定です。

このため、本市としましては、毎年、全国市長会の要望活動などを通じて、「国の負担分は25%とし、別に調整交付金を措置する」よう、国に対し、要望しているところでございますのでご理解賜りますようよろしくお願いします。

介護労働者の処遇改善につきましては、賃金・労働条件を始めとする待遇の改善が必要となりますが、賃金等の水準につきましては、介護報酬の水準が大きく影響するものでございますので、「実態に見合った適正な介護報酬の水準とする」よう国に対し要望をしていくところでございますのでご理解賜りますようよろしくお願いします。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

④(a) 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と(b) 妊娠婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

(a) 国に対しては、乳幼児医療費助成に対する新たな財政措置や乳幼児に対する医療保険制度の充実を要望しています。

(b) 国に対しては、妊娠婦に係る健康診査の十分な財政措置を要望しています。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

国に対して、地方単独事業として実施している医療費の一部負担への助成等福祉医療制度については、国庫負担金の減額調整措置を撤廃するよう要望しております。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

今後の税制のあり方に関しましては、平成19年11月に政府税制調査会が発表いたしました答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」におきまして、持続可能な社会保障制度を支える財源となる税収については、一定規模の社会保障の財政需要を賄えるものであると同時に、経済の動向や人口構成の変化に左右されにくくことが求められており、また、併せて国民が広く公平に負担を分かち合うことを通じて世代間の不公平の是正に資することも重要であるとされているところでございます。

消費税は、これらの要請に応え得ることから、「税制における社会保障財源の中核を担うにふさわしいと考えられる。」とされているところでございます。

今後、このような観点から、国民的な議論が行われていくものと考えられますので、本市といいたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

⑥社会保障費自然増分 2200 億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

社会福祉予算に関しましては、国家予算要望（国の施策及び予算に関する提案・国の施策並びに予算に関する重点事項の提案）や、大都市民生・衛生主管局長会議などを通して、必要に応じて国に要望しているところです。

今後も機会をとらえて国に伝えてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いします。

## 【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

## 1. 国に対する意見書・要望書

⑥社会保障費自然増分 2200 億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

本市においては、都市部であることからも、全国平均値、愛知県値を上回る医師数が確保されております。

しかしながら、救急医療の現場では、小児科・産科において、医師が確保できないなどの理由により、当番医療機関の調整に苦慮している現状もあります。

こうした、救急医療の現状を踏まえ、市独自要望や、指定都市共同要望において、医師従事者の確保対策について、要望を行っております。

## 【参考】

特定診療科医師従業地による人口千人対医師数（平成18年度）

	全 体	小 児 科	産 科
名古屋市	2.56	0.35	0.12
愛知県	1.81	0.28	0.08
全 国	2.06	0.24	0.09

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障害者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

愛知県において、同様の趣旨の請願が継続審議されておりますので、その動向を見守つていきたいと考えております。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

②福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

本市の福祉給付金制度につきましては、今後の高齢者人口の増加や国の制度改正に伴う本市の負担増に対応するため、他都市の実施状況なども踏まえ、平成15年8月にひとり暮らし非課税者を対象から除外するなどの見直しを行っております。

福祉給付金制度では、障害のある方やねたきり、認知症の方など医療を受ける必要が高い方を優先して対象としていきたいと考えておりますのでご理解ください。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

後期高齢者医療の被保険者を対象に実施している保健事業につきましては、その費用の2／3を保険料として被保険者の方に負担していただいております。

高齢者の健康保持の観点から保健事業は必要なものと考えておりますので、保健事業に対する財政負担を行うよう愛知県に対して要望する予定であります。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

県に対しては、本市が実施している医療費の助成について、格段の配慮を要望します。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

ご要望の件につきましては、本市としても、毎年、県に対して要望しているところでございます。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

本市の精神障害者医療費助成につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象に、精神疾患以外の一般疾病に対する診療も対象とさせていただいておりましたが、本年8月より精神障害者保健福祉手帳2級所持者の方まで拡大させていただいたところです。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ⑦ 2007年から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかか  
わって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

本市におきましては、利用者負担について、独自軽減策として「資産要件の撤廃」などを行っているほか、国に対しては、様々な機会を通じて同要件の撤廃などより一層の配慮を行うよう要望しているところでございますのでご理解いただきますようお願いします。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

ご要望は、愛知県後期高齢者医療広域連合にお伝えしてまいりたいと考えております。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

②低所得に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

後期高齢者医療制度は、高齢の方にも医療給付費の約1割相当額の保険料を負担していくことにより現役世代の方との保険料負担の公平を図るとともに、それぞれの所得に応じて可能な範囲で公平に保険料を負担していただき、今後の医療を社会全体で支えていくという趣旨で創設されたものであります。

所得が少ない世帯につきましては、所得に応じ均等割額が2、5、7割軽減されておりますが、国の新たな保険料軽減策の決定を受け、これまで均等割額が7割軽減されている世帯につきましては均等割額の8.5割、また基礎控除後の総所得金額が58万円以下の者につきましては、所得割額の5割の軽減が実施されておりますのでご理解ください。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

ご要望は、愛知県後期高齢者医療広域連合にお伝えしてまいりたいと考えております。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるよう  
にしてください。

ご要望は、愛知県後期高齢者医療広域連合にお伝えしてまいりたいと考えております。

【3】国及び愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

⑤後期高齢者の意思が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

ご要望は、愛知県後期高齢者医療広域連合にお伝えしてまいりたいと考えております。